

会社法第 791 条第 1 項及び会社法第 801 条第 3 項に  
定める事後開示書類  
(吸収分割に係る事後開示書類)

2019 年 12 月 27 日

Z ホールディングス株式会社

ヤフー株式会社

2019年12月27日

会社法第791条第1項及び会社法第801条第3項に定める事後開示書類  
(吸収分割に係る事後開示書類)

東京都千代田区紀尾井町1番3号  
Zホールディングス株式会社  
代表取締役 川邊 健太郎

東京都千代田区紀尾井町1番3号  
ヤフー株式会社  
代表取締役 川邊 健太郎

Zホールディングス株式会社(旧ヤフー株式会社、以下「ZHD」といいます)及びヤフー株式会社(旧紀尾井町分割準備株式会社、以下「NYJ」といいます)は、2019年11月20日付で締結した吸収分割契約(以下「本吸収分割契約」といいます。)に基づき、2019年12月27日を効力発生日として、吸収分割会社ZHDがコーポレートベンチャーキャピタル関連事業(以下「本事業」といいます。)に関して有する権利義務を、吸収分割承継会社NYJに承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます)を行いました。

本吸収分割を行うに際して、会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条並びに会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第201条により開示すべき事項は以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第189条第1号、同第201条第1号)

2019年12月27日

2. 吸収分割株式会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第189条第2号)

- (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、ZHDにおいて、会社法第784条第2項に規定する簡易分割に該当するため、該当事項はありません。

- (2) 会社法第785条の規定による手続の経過

本吸収分割は、ZHDにおいて、会社法第784条第2項に規定する簡易分割に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

ZHDにおいて、新株予約権買取請求の対象となる新株予約権は存しないため、会社法第787条の規定による手続は実施しておりません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

本吸収分割におけるZHDからNYJへの債務の承継は、重疊的債務引受の方法により行いましたので、会社法第789条の規定による債権者保護手続は実施しておりません。

3. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第3号、同第201条3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

NYJにおいて、会社法第796条の2の規定による請求を行った株主は存在しませんでした。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過（反対株主の買取請求）

NYJは、唯一の株主であるZHDが特別支配会社に該当するため、会社法第797条の規定による手続は実施しておりません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過（債権者の保護）

NYJは、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2019年11月21日付の官報に掲載する方法及び電子公告（<https://about.yahoo.co.jp/>）により、債権者に対して本吸収分割について異議申述の公告を行いましたが、同条第1項の規定により本吸収分割に異議を述べた債権者は存在しませんでした。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号、同第201条4号）

ZHD は、本吸収分割の効力発生日である 2019 年 12 月 27 日をもって、本吸収分割契約に基づき、本事業に関して有する権利義務を NYJ に承継させました。これにより承継させた資産及び負債の額はそれぞれ 38,326 百万円及び 0 円（いずれも推定値）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号、同第 201 条 5 号）

本吸収分割に関する ZHD 及び NYJ の変更登記申請は、いずれも 2020 年 1 月 6 日に行う予定です。

6. 吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号、同第 201 条 6 号）

該当事項はありません。

以上